

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

古平町の人口は、昭和 30 年の 10,073 人が過去最高で、その後は減少が続き、令和 6 年 3 月 31 日現在は 2,566 人となっている。

世帯の人口推移をみると、昭和 30 年の 1 世帯当たり 5.8 人（1,782 世帯）から令和 6 年 3 月 31 日現在、1 世帯当たり 1.6 人（1,608 世帯）と減少しており、令和 2 年の国勢調査では、古平町の人口の 42%が 65 歳以上という結果になっている。

総人口の減少や少子高齢化の進展とともに、今後就業人口が減少していくことが予想されている。

② 産業構造及び中小企業者の実態等

本町の産業構造は、令和 2 年の国勢調査でみると、就業者数は一次産業が 192 人、二次産業が 355 人、三次産業が 766 人となっている。二次産業のうち製造業従事者は 221 人で、水産加工業従事者が大部分を占めている。

水産加工業は、魚卵加工製品を中心に女性の働く場として重要な役割を担ってきたが、平成 26 年 2 月に古平町水産加工業協同組合及び加盟 6 社の経営破たんと同年 3 月には 1 社の自主廃業により生産額とともに、就業人口も減少した。こうした中で、「ふるびらタラコ」ブランドを守るために、若手後継者が事業の再生に取り組み、同年秋には 2 社が再起を果たすこととなった。また、町外から新たな水産加工会社が 1 社参入したことで、離職者の就業が促された。

消費者の食の安全に対する意識が高い中で、東しゃこたん漁業協同組合の水産加工施設と民間事業者 2 社が高度な衛生管理体制の整備を行っている。他の事業者も衛生管理に対する意識は高いものの、施設改修に係る費用負担が高額であることが課題となっている。

また、消費者ニーズが多様化していることや生産額が減少している中で、鮮度保持による高付加価値化、新商品開発による生産体制の向上、新たな販売ルート開拓による安定出荷に加え生産量の増加による雇用の拡大が求められている。

③ 設備の老朽化

基幹産業である水産加工業界が好調であったピーク時の平成 13 年以降、長引く景気低迷などで水産物の消費が伸び悩み、積極的な設備の更新は行われず、各事業所が保有する設備の老朽化が進んでいる。

(2) 目標

古平町内の中小企業においては、早急に整備の更新を進め、従事者の減少や少子高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育て、又は新たに担い手になろうとする者にとって魅力のある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済のさらなる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（国の中小企業等の経営強化に関する基本方針に準ずる）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

古平町の産業構造においては、水産加工業が基幹産業となっているが、そのほか幅広い分野においても生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

古平町の地勢、集落及び土地利用形態においては、国道 229 号線を中心に核となる市街地が形成され当該市街地に人口が集積し、そこにおいて多くの中小事業所やサービス、飲食店が営まれている。商工業者は、コンパクトな商業集積としての密度は高くないものの、浜町地区と西部地区の大きく 2 つに分かれており、中小事業所等も点在していることから、古平町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

水産加工業のみならず、そのほか幅広い業種においても生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進による業務効率化、省エネの推進など多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性向上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 4 月 28 日～令和 9 年 4 月 27 日までの 2 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 認定等に対する配慮

町は、認定に当たっては、同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取るものとする。

ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度の負担とならないよう配慮するものとする。

また、町が、認定その他の手続に関し、法令の範囲内において自ら簡素化・合理化を図ることとする。

(3) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認めれるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。